

## 《被扶養者取消の提出書類等》

被扶養者の要件を欠いたときには、取消事実の生じた日に遡って取消です。  
提出書類等は次のとおりです。

### 1 提出書類

#### (1) 様式 被扶養者申告書

所属所受付印を必ず押印してください。

#### (2) 有効期限内の次のものがある場合はその原本

資格確認書、その他共済組合が発行した証（限度額適用認定証等）

#### (3) 取消事実と日の確認できる書類

取消の事由	取消日（資格喪失日）	提出書類
被用者健康保険資格取得	資格取得日	健康保険資格取得日の確認できる書類等の写し (資格確認書、資格情報のお知らせ等)
就職	採用日	採用辞令等の写し (内定通知や配属辞令は不可)
雇用条件等の変更	変更日	雇用条件書等の写し
所得超過 ・収入の増加	契約日、通知日等	契約書等の写し
・3か月連続で月額限度額超過	3か月目の支払日の翌日	直近4か月分の給与明細書等の写し
・12か月で所得限度額超過	12か月目の支払日の翌日	直近13か月分の給与明細書等の写し
・公的年金の決定又は改定	通知を受領した日	通知の写し（余白に受領日を記載）
・事業所得等	確定申告日	確定申告書の写し ・必要経費の控除を申告する場合は、収支内訳書等の写し
雇用保険受給	支給対象期間の初日	雇用保険受給資格者証全頁の写し
別居 送金なし、送金不足	転出日 扶養終了日の翌日	住民票 扶養終了日の確認できる書類の写し
主たる扶養者の変更 ・夫婦共同扶養で収入逆転	夫婦の年間収入確定日 相手方被扶養者認定日	夫婦の年間収入確認書類 認定日の確認できる書類等の写し
・結婚	婚姻日	結婚受理証明書の写し又は戸籍謄本
協議離婚	戸籍の届出日の翌日	戸籍謄本
調停離婚	成立日の翌日	戸籍謄本
死亡	死亡日の翌日	埋火葬許可証等の写し
その他	事実発生日	取消事実と日の確認できる書類

（注）その他必要に応じて事実確認のため、他の書類の提出を求めることがあります。

### 2 国民年金第3号被保険者を取消する場合の「国民年金第3号被保険者関係届」

組合員が65歳未満で20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が、被用者健康保険資格取得以外の理由で被扶養者取消する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を当支部から送付しますので提出してください。